

レンタカー貸渡基本契約書

契約No. _____

第1条 (基本契約) 借受人 (以下、甲という。) は、本契約書に付帯する「レンタカー貸渡約款」 (以下単に約款という。) の記載事項を確認の上、別紙明細書に記載の自動車 (以下物件という。) を乙は甲に貸渡し、甲はこれを借受ける基本契約を締結する。

第2条 (貸渡期間) 貸出期間は、別紙明細書に定める期間とする。

第3条 (貸渡料) 貸渡料は、別紙明細書記載の費用を基礎として、1時間若しくは1日単位に計算して、その金額は、別紙明細書記載のとおりとする。

第4条 (貸渡料の支払い方法) 甲の乙に対する貸渡料の支払いは、契約成立時に貸渡期間に応じた概算額を現金若しくはクレジットカードにて支払うものとし、物件の返却時に精算するものとする。

第5条 (禁止行為) 甲は、レンタカー貸渡約款第17条記載の事項のほか、次の行為をすることができません。禁止条項に違反する行為によって生じた一切の責任及び損害金についてはすべて甲の負担とする。

- ① 路上等など違法となる場所に駐車をすること。
- ② 甲とその関係者以外に又貸しすること。

第6条 (安全走行) 甲は自動車の運転について安全運転に努め法令及び諸規制を遵守すること。

第7条 (通知、報告義務) 次の各号の一に該当したときは、甲はただちに乙に対し通知することを要する。

- ① 約款の第20条第1項第2号、3号、4号の事態が発生したとき。
- ② 物件について原因の如何を問わず盗難、詐欺、滅失、損傷等が発生したとき。
- ③ 物件自体又はその保管、使用に起因して第三者に損害を与えたとき。
- ④ その他、乙の権利を侵害する事態が発生するおそれのあるとき。

第8条 (乙の権利) 甲が本契約に違反した場合、これによって乙が支出した一切の費用 (弁護士等費用報酬を含む) を負担するものとする。

第9条 (保険契約) 乙は物件について自動車損害賠償責任保険 (自償責保険とい) 、自動車保険並びに車両保険は、乙を被保険者として締結し、その保険証券は乙が保管する。但し、自償責保険、自動車保険については、貸出期間に応じて、甲に摘要されるものとする。

2 保険証券記載の保険金額を超過する金額、免責金額及び保険約款により保険金の支払われない損害などについては、甲がその一切を負担することとする。

3 甲は保険金の受領手続きについて乙の指示に従い、これに協力することとする。

第10条 (消費税) 消費税は、甲の負担とし、別紙明細書に記載した消費税額とする。

第11条 (物件の滅失) 物件が盗難又は滅失し、もしくは修理不能となったときは、乙は催告を要しないでその物件についてレンタル契約を終了させることができる。天災地変等不可抗力による場合も同様とする。

2 前項の場合甲は別紙明細書記載の規定損害金を直ちに乙に現金で支払う。

3 乙が車両保険金の支払いを受けたとき又は、保険料その他の返還を受けたときは、乙の受領金額の限度で甲は規定損害金の支払い義務を免除される。

第12条 (物件の返還) 貸出期間が満了したとき、甲は直ちに物件を乙に返還する。

2 物件の返還場所は、乙の指定する場所とし、返還に要する一切の費用は甲が負担することとする。

3 物件が返還された場合、物件もしくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替え等による価値の減少があったときは、甲はその損害を賠償することとする。

4 物件の返還時に加工又は付着があるときは、その効果を乙が無償で取得する。

5 甲が返還を遅滞した場合は、甲は返還完了までレンタル料相当額を乙に支払い、貸出期間と同一内容の義務を負うものとする。

以上、本契約の証しとして、契約書式通を作成し、各自その表通を保持するものとする。

西暦 年 月 日

賃借人 (甲)	住所 氏名 連絡先	
---------	-----------------	--

賃貸人 (乙)	住所 名称 代表者 貸渡許可番号	〒366-0042 埼玉県深谷市東方 1704-2 株式会社 ベルウッド 代表取締役 鈴木 清乃 埼玉運輸 第 257 号
---------	---------------------------	--